

大網白里市入札監視委員会運営規則をここに公布する。

令和7年3月31日

大網白里市長

規則第27号

大網白里市入札監視委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大網白里市入札監視委員会条例(令和7年条例第10号。以下「条例」という。)第8条の規定により大網白里市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第2条第1号に規定する市が発注した建設工事若しくは製造の請負、物品の購入又は設計、測量、調査等の委託業務その他の役務の提供等の契約は、市が行った入札及び随意契約(予定価格が大網白里市財務規則(平成7年規則第2号)第138条に定める額を超えない随意契約を除く。以下同じ。)とする。

2 条例第2条第4号に規定する再苦情の申立ては、大網白里市入札及び契約の過程に関する苦情処理手続要綱(令和7年告示第61号)第5条の規定による再苦情の申立てとする。

(会議)

第3条 条例第2条第1号から第3号までに掲げる事務に係る委員会の会議(以下「定例会議」という。)は、7月及び1月に開くものとする。

2 条例第2条第4号に掲げる事務に係る委員会の会議(以下「再苦情処理会議」という。)は、市長が必要と認めるときに開くものとする。

(傍聴)

第4条 委員会の会議を公開する場合における傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(審議事案の抽出)

第5条 市長は、定例会議において審議の対象となる事案(以下「審議事案」という。)を抽出するため発注方法別発注案件一覧表(別記第1号様式)を作

成するものとする。

- 2 審議事案は、発注方法別発注案件一覧表に記載された発注案件の中から、委員長があらかじめ指名した委員（以下「当番委員」という。）が抽出するものとする。
- 3 審議事案の抽出は合計で5件以内とし、定例会議の4週間前までに行うものとする。
- 4 財政課長は、審議事案が抽出されたときは、速やかに当該審議事案の発注担当課等の長に対し、審議事案説明書（別記第2号様式）及び第7条第4号に掲げる資料の提出を求めるものとする。

（当番委員）

第6条 当番委員は、委員の輪番制とする。

- 2 当番委員は、審議に際し、自ら行った抽出結果について委員会に報告するものとする。

（定例会議提出資料）

第7条 市長は、7月の定例会議にあつては開催月の属する年度の前年度の下半期、1月の定例会議にあつては開催月の属する年度の上半期の6か月間を対象期間として、次の各号に掲げる資料を提出するものとする。

- (1) 発注方法別総括表（別記第3号様式）
- (2) 審議事案説明書
- (3) 指名停止業者一覧表（別記第4号様式）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める市が行った入札又は随意契約の手續に関する次に掲げる資料
  - ア 入札の場合
    - (ア) 入札公告、入札参加資格がない旨の通知及び指名通知書のうち該当するもの（写し）
    - (イ) 開札調書
    - (ウ) 契約書（写し）
    - (エ) 概要説明関係資料等
  - イ 随意契約の場合
    - (ア) 見積り合せの結果がわかるもの

(イ) 契約書（写し）

(ウ) 概要説明関係資料等

（再苦情処理会議提出資料）

第8条 市長は、再苦情処理会議において、次の各号に掲げる資料を提出するものとする。

(1) 再苦情処理事案説明書（別記第5号様式）

(2) 苦情申立書

(3) 苦情申立回答書

(4) 再苦情申立書

(5) 審議事案説明書及び添付資料

2 再苦情処理会議は、前項各号に掲げる資料に基づき審議を行うものとする。

3 委員会は、再苦情処理を行うに当たり必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、事情聴取をすることができる。

4 第1項第5号の資料の提出については、第5条第4項の規定を準用する。

（委員会開催の特例）

第9条 緊急その他やむを得ない事情により委員会を開くことができない場合には、書類の回議をもって委員会の開催に代えることができるものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。